



償却資産の申告は、2月2日(月)までにお願いします！

申告期間：1月5日(月)～2月2日(月)

令和8年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。

なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、償却資産がない旨の申告をお願いします。

償却資産とは…

土地および家屋以外の事業のために用いることができる資産（機械・器具・備品など）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に含まれるものをおいいます。なお、償却資産には太陽光発電設備や構造物（舗装路面、フェンスなど）も含まれます。

太陽光パネルを設置して売電する場合は申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり償却資産の申告が必要です。

ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。

▶所有者および発電規模別の課税区分

所有者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電する場合は、売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。	
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。	
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。	

▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

特例の詳しい内容については、町ホームページをご覧ください。

▶e L T A Xの電子申告もぜひご利用ください

「地方税共同機構」が運営する地方税電子申告システム（e L T A X）を利用した固定資産税（償却資産）の電子申告も受け付けておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはe L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にてご確認ください。

※前年度に申告されたかたには、12月中に申告書を送付しました。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合はご連絡ください。なお、申告書は町ホームページからダウンロードできます。



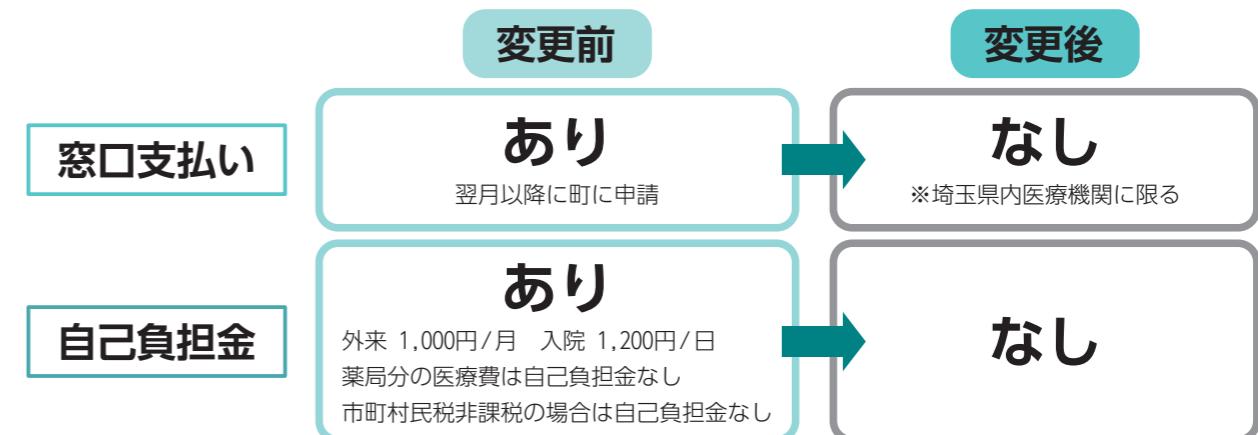
問合せ=税務課 課税係 ☎76-5131



ひとり親家庭等医療費受給者の皆さまへ

埼玉県内の医療機関での窓口支払いがなくなります！

ひとり親家庭等医療費について、令和8年1月診療分から、埼玉県内の医療機関で窓口支払いが原則不要となりました。



埼玉県内の医療機関を受診する際には、医療機関の窓口で健康保険のわかるもの（資格確認書やマイナ保険証）と受給者証を提示してください。

また、令和8年1月診療分から市町村民税課税者への自己負担金が廃止となり、課税状況に関係なくすべての受給者の自己負担金がなくなりました。

※窓口払いが必要な場合もあります。

注意事項

1 医療機関あたりの1か月の支払いが21,000円以上となる場合や接骨院などで施術を受けた場合、これまでと同様に現物給付ではなく窓口払いとなります。

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

問合せ=こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた方へ 国から補償金等が支給されます。【請求期限：令和12年1月16日】

対象となる方	昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に障害や病気などを理由に◎優生手術（こどもができない手術）等を受けた方◎人工妊娠中絶を受けた方（母体保護や疾病的治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。）			優生手術等補償金			中絶手術一時金		
	支給額※ ※一部併給調整有	本人 一律1500万円	特定配偶者 一律500万円	本人 一律200万円	請求可能な方	★本人・特定配偶者だけではなく、そのご遺族も対象となります。	●本人のみが対象となります。	優生手術等一時金	支給額
									本人 一律320万円
									●本人のみが対象となります。

埼玉県庁 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
電話：048-831-2777 FAX：048-830-4804
午前9時～午後5時 ※土日祝を除きます。

対象者、支給額、
請求方法等の
詳細はこちら



問合せ=県 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口 ☎048-831-2777